

高松カントリー倶楽部会則

第1章 総則

第1条 (名称)

本倶楽部は、高松カントリー倶楽部（以下「本倶楽部」という）と称する。

第2条 (施設)

本倶楽部の施設は、高松カントリー倶楽部株式会社（以下「会社」という）の経営する香川県坂出市西庄町城山所在のゴルフ場及び会社が定めた付帯施設（以下「ゴルフ場施設」という）とする。但し、会社は、ゴルフ場施設の運営管理の全部又は一部の業務を第三者に委託することができる。

第3条 (目的)

本倶楽部は、会員がゴルフ場施設を利用し、ゴルフを通じ会員相互の親睦及び体力の増進並びに技術の向上をはかるとともに、健全なゴルフの普及に努めることを目的とする。

第4条 (事務局)

本倶楽部の事務局は、ゴルフ場施設のクラブハウス内に置く。

第2章 会員

第5条 (会員の種別)

1 本倶楽部の会員は、次の通りとする。

①個人正会員

②法人会員

③名誉会員理 事会全員一致により推薦された個人

④永久会員 70歳以上で会員実績が20年以上

(高松カントリー倶楽部の会員実績があり、かつ相続権者が個人正会員となった場合)

2 会社は前項に定める会員のほか、新たな種類の会員を定めることができる。

第6条 (正会員)

1 正会員とは、所定の入会手続きを行い、会社並びに理事会の承認を得た後に会社と会員契約を締結した者で、個人正会員及び法人会員の2種類とする。

2 法人会員は、その権利義務を行使するものとして、その役員又はこれに準ずるものをあらかじめ2名まで氏名登録することを要する（以下「登録会員」という）。

また、登録会員が1名もしくは登録会員がない場合は、法人無記名会員として1口もしくは2口登録できる。(登録会員1名の場合は法人無記名会員は1口 登録会員ない場合は法人無記名会員は2口)

- 3 登録会員 名誉会員 永久会員 家族会員は、会員契約の当事者ではない。
- 4 正会員または法人会員がやむを得ない事由で6ヶ月以上この倶楽部を利用できない場合には、会社並びに理事会の承認を得た後に不在会員となることができる。

第7条 (会員の権利)

- 1 会員は、次の権利を有する。
 - (1) 正会員は会社が別に定めた休業日を除くすべての日の営業時間内に、ゴルフ場施設を会社が別に定める会員料金で利用することができる。
- 2 会員は前項に定めるほか、次の権利を有する。
 - (1) 本倶楽部及び会社(会社のグループ企業を含む)が主催する所定の競技会・講習会、その他の諸行事に参加すること。
 - (2) 本倶楽部の公式ハンディキャップの査定を受けること。
 - (3) 本倶楽部及び会社(会社のグループ企業を含む)が発行する所定の会報誌、その他の資料の配布を受けること。

第8条 (会員の義務)

会員は、次の義務を負う。

- (1) 会社が別に定めた年会費及びその他の料金を会社に対して支払うこと。
- (2) 本倶楽部の会則、その他の諸規則を遵守すること。
- (3) 会社が理事会の意見を徴して決定した事項を遵守すること。
- (4) 自ら紹介したビジターの行為及びその諸支払いについて責任を負うこと。
- (5) 本倶楽部の秩序を乱し、名誉を毀損する行為をしないこと。
- (6) 住所、氏名等の変更が生じた際には、その旨を会社へ書面により届け出ること。

第3章 入会及び退会

第9条 (入会、会員資格の取得)

本倶楽部に入会しようとする者は、会社が別に定める所定の様式により申込みを行い、会社並びに理事会の承認を得たうえ、次条に定める入会金を会社に払い込むものとし、その払い込み完了日をもって会員資格を取得する。但し、譲渡等により名義書換した場合は、会社並びに理事会の承認を得たうえ、所定の名義書換料の払い込み完了日をもって会員資格を取得する。

なお、暴力団等反社会的勢力に所属していると認められるとき、また、法人でその役員のうち、暴力団等反社会的勢力に属する者がいると認められるときには、入会

を拒絶できるものとする。

第10条（入会金）

入会金は会社の定める金額とし、払い込み後はいかなる場合でも返還されないものとする。

第11条（会員権証書）

会社は、会員の入会金払い込み完了日から1ヶ月以内に会員権証書を発行し、会員の指定送付先に郵送にて交付するものとする。

第12条（会員資格の譲渡）

- 1 会員は、会社並びに理事会の承認を得たうえ、会社が別に定める所定の手続き後、譲受人をして会社宛に所定の名義書換料を払い込むことにより、会員資格を譲受人に譲渡することができる。
- 2 会社は必要に応じ、一定の期間、会員資格の譲渡を停止することができる。

第13条（会員資格の承継）

会員は次の場合に限り、会社並びに理事会の承認を得たうえ、会社が別に定める所定の手続き後、会社宛に所定の手数料を払い込むことにより、会員資格を他に承継することができる。

- (1) 個人正会員が死亡し、その相続人が会員資格の承継を申し出た場合。
- (2) 法人会員において、同一法人内で登録会員が代わる場合。

第14条（退会）

会員は、予め書面によりその旨を会社に届け出ることにより、いつでも任意に退会することができる。

第15条（会員資格の喪失）

- 1 会員は、次の場合その資格を失う。
 - (1) 前条により退会したとき。
 - (2) 会員資格を譲渡並びに承継したとき。
 - (3) 死亡したとき。
 - (4) 後見、保佐又は補助開始の審判を受けたとき。
 - (5) 破産又は会社更生、民事再生、特別清算の申し立てがあったとき。
 - (6) 次条により除名となったとき。

第16条（除名）

会員が次の各号の一つに該当するときは、会社は理事会の承認を得て、

当該会員を除名することができる。

- (1) 本倶楽部の名誉を著しく毀損し、又は秩序を乱す行為（暴力団並びに暴力団関係者の同伴利用、紹介等）をしたとき。
- (2) 本倶楽部の会則、その他の諸規則の違反が著しいとき。
- (3) 年会費及びその他の会社に対する諸負担金の支払いを1年以上滞納したとき。
- (4) 次条により会員の権利行使の停止期間が1年間を超過したとき。
- (5) 官公署の認定等により暴力団員及び準構成員として認められる場合。
- (6) その他本倶楽部又は会社との信頼関係を著しく損ねたと認められたとき。

第17条（会員の権利行使の停止）

- 1 会員が次の各号の一つに該当するときは、会社は当該会員の権利行使を一定期間停止することができる。但し、この停止期間は1年を超えないものとする。
 - (1) 本倶楽部の名誉を著しく毀損し、又は秩序を乱したと認められたとき。
 - (2) 本倶楽部の会則、その他の諸規則に違反したとき。
 - (3) 年会費及びその他の会社に対する諸負担金の支払い6ヶ月以上滞納したとき。
 - (4) その他本倶楽部又は会社との信頼関係を損ねたと認められたとき。
- 2 前項の権利行使の停止は、会員の会社に対する年会費支払い等の義務を免れるものではない。

第4章 理事会及び役員

第18条（理事会）

- 1 本倶楽部の運営は会社が行うが、円滑に運営を行うための諮問機関として理事会を置く。又、理事会は本倶楽部の運営に関する一部の事項については、承認機関としての役割を担うものとする。
- 2 理事会は、次の事項について会社に対し諮問する。
 - (1) 本倶楽部の運営に関すること。
 - (2) 会員の本倶楽部に関する要望。
- 3 理事会は次の承認事項、或いは決定事項について決議する。
 - (1) 会則、その他の諸規則の制定・改廃の承認。
 - (2) 各種委員会業務の基本的事項及び委員の決定。
 - (3) 本倶楽部への入会申込み及び会員資格の承継の申請に関する承認。
 - (4) 除名処分の承認。
 - (5) ゴルフ場施設の廃止、使用制限の承認。
- 4 理事会発足以前における理事会の職務権限は、会社取締役会が代行する。

第19条（役員）

- 1 理事会は役員で構成し、役員は次のとおりとする。
 - (1) 理事長 1名
 - (2) 理事 若干名
- 2 理事会において、必要と認められた場合は、副理事長、常任理事、顧問、監事等の他の役員を置くことができる。

第20条（役員を選任）

- 1 理事長は会社が委嘱し、理事、他の役員は会社が理事長の意見を徴して会員及び会社役員の中から会社が委嘱する。
- 2 役員はすべて無給とし任期は2ヶ年とし、再任を妨げない。但し、途中就任については前任者の残任期間とする。

第21条（理事会の運営）

- 1 理事会は理事長が必要に応じ招集し、理事長が議長となる。
- 2 理事会の決定は出席理事の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長が決する。
- 3 理事会の議事については、議事の経過要項及びその結果を記録した議事録を作成し、出席した理事がこれに署名する。

第5章 委員会及び委員

第22条（委員会）

- 1 理事会は、本倶楽部の運営を円滑にするために、次の各種委員会を置くことができる。
 - (1) 競技委員会
 - (2) ハンディキャップ委員会
 - (3) エチケット・フェロースhip委員会
 - (4) コース委員会
- 2 理事会は、前項に定めるもののほか、必要と認める事項に分担する委員会を置くことができる。

第23条（委員）

- 1 委員会の委員は、次のとおりとする。
 - (1) 委員長 1名
 - (2) 委員 若干名
- 2 委員会において、必要と認められた場合は、副委員長を置くことができる。

第24条（委員を選任）

- 1 委員長及び委員は、会員の中から選出し、理事会の承認を得て理事長が委嘱する。
- 2 委員はすべて無給とし任期は2ヶ年とし、兼任並びに再任を妨げない。但し、途中就任については前任者の残任期間とする。

第25条（委員会の運営）

- 1 委員会は、委員長が必要に応じ召集し、担当事項を審議する。
- 2 委員会の決議は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長がこれを決する。

第6章 事業年度

第26条（事業年度）

本倶楽部の事業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第7章 会則の改廃と諸規則の制定

第27条（会則の改廃）

会則の改廃は会社が理事会の承認を得て決定する。

第28条（諸規則の制定）

会則の施行に必要な諸規則は、会社が理事会の承認を得て定める。

第8章 付則

第29条（ゴルフ場施設の廃止、使用制限）

天災地変、社会情勢の著しい変化、施設の保全、その他やむを得ない事情が生じた場合には、会社は理事会の承認を得たうえ、ゴルフ場施設の全部又は一部の廃止、或いはその使用を制限することができる。

第30条

本会則は、平成26年9月1日より施行する。

以上
平成26年9月1日制定
令和7年1月1日改定